

議案第60号

山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
山陽小野田市道路占用料徴収条例（平成17年山陽小野田市条例第96号）
の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

占用物件		単位	占用料
法第32 条第1項 第1号に 掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	480円
	第2種電柱		730円
	第3種電柱		990円
	第1種電話柱		430円
	第2種電話柱		680円
	第3種電話柱		940円
	その他の柱類		43円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	4円
	地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	260円	

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円

		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			180円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			260円
		外径が1メートル以上のもの			510円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
			その他のもの		9円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680円
	その他のもの		上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	430円
			地下に設けるもの		260円
		その他のもの			
法第32条第1項第4号に掲げる施設					850円

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			430円
	地下に設ける通路			260円
	その他のもの			850円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	標識		1本につき1年	680円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに	1本につき1日	9円

1号に掲げる物件		際し、 一時的 に設け るもの			
		その他 のもの	1本につき1月	87円	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その面積1平方 メートルにつき 1日		9円
		その他 のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月		87円
	アーチ	車道を 横断す るもの	1基につき1月		870円
		その他 のもの			430円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方 メートルにつき 1年		850円	
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031 を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方 メートルにつき 1月		87円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設				85円	

令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架の 道路の路面下（当該路面 下の地下を除く。）に設 けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.014 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017 を乗じて得た額
	地下（トンネル の上の地下を除 く。）に設ける もの	階数が 1のも の		Aに0.004 を乗じて得た額
		階数が 2のも の		Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が 3以上 のもの		Aに0.007 を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025 を乗じて得た額		
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物		Aに0.019 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014 を乗じて得た額	
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物		Aに0.022 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014 を乗じて得た額	

令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の	Aに0.019 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025 を乗じて得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車 専用道路（高架のものに 限る。）の路面下に設け るもの	Aに0.019 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031 を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に占用の許可をしたものから適用し、同日前に占用の許可をしたものについては、なお従前の例による。

議案第60号参考資料

山陽小野田市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
				占用料の額			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	350円
	第2種電柱		730円	第2種電柱	540円		
	第3種電柱		990円	第3種電柱	730円		
	第1種電話柱		430円	第1種電話柱	320円		
	第2種電話柱		680円	第2種電話柱	500円		
	第3種電話柱		940円	第3種電話柱	690円		
	その他の柱類		43円	その他の柱類	32円		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円	
	地下に設ける電線その他の線類		3円	地下に設ける電線その他の線類		2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310円	
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	260円	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	190円		

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	630円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	630円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が70ミリメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13円
	外径が70ミリメートル以上100ミリメートル未満のもの		19円
	外径が100ミリメートル以上150ミリメートル未満のもの		28円
	外径が150ミリメートル以上200ミリメートル未満のもの		38円
	外径が200ミリメートル以上300ミリメートル未満のもの		57円

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			100円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			180円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			260円	
	外径が1メートル以上のもの			510円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
			その他のもの		9円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430円

	外径が300ミリメートル以上400ミリメートル未満のもの			76円
	外径が400ミリメートル以上700ミリメートル未満のもの			130円
	外径が700ミリメートル以上1,000ミリメートル未満のもの			190円
	外径が1,000ミリメートル以上のもの			380円

		地下に設けるもの		260円
		その他のもの		850円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
		上空に設ける通路		430円
		地下に設ける通路		260円
		その他のもの		850円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87円

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	630円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
		上空に設ける通路		480円
		地下に設ける通路		290円
		その他のもの		630円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96円

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	標識		1本につき1年	680円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他のもの	1本につき1月	87円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	標識		1本につき1年	500円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	96円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円

	その他 のもの	その面積1平 方メートルに つき1月	87円
アーチ	車道を 横断す るもの	1基につき1 月	870円
	その他 のもの		430円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平 方メートルに つき1年	850円
令第7条第3号に掲げる施設			Aに 0.031を 乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用 施設及び同条第5号に掲げる工 事用材料		占用面積1平 方メートルに つき1月	87円
令第7条第6号に掲げる仮設建 築物及び同条第7号に掲げる施 設			85円
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架 の道路の路面下（当該 路面下の地下を除 く。）に設けるもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	Aに 0.014を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに 0.017を 乗じて得た額
	地下（トンネ ルの上の地下	階数が 1のも の	Aに 0.004を 乗じて得た額

	その他 のもの	その面積1平 方メートルに つき1月	96円
アーチ	車道を 横断す るもの	1基につき1 月	960円
	その他 のもの		480円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平 方メートルに つき1年	630円
令第7条第3号に掲げる施設			Aに 0.034を 乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用 施設及び同条第5号に掲げる工 事用材料		占用面積1平 方メートルに つき1月	96円
令第7条第6号に掲げる仮設建 築物及び同条第7号に掲げる施 設			63円

	を除く。)に設けるもの	階数が2のもの
		階数が3以上のもの
	その他のもの	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	
	その他のもの	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	
	その他のもの	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	

Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額

	<u>その他のもの</u>	Aに 0.031を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに 0.025を 乗じて得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動 車専用道路（高架のも のに限る。）の路面下 に設けるもの	Aに0.01 9を乗じて得 た額
	上空に設けるもの	Aに 0.022を 乗じて得た額
	<u>その他のもの</u>	Aに 0.031を 乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに 0.031を 乗じて得た額